

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 家事用にも使用する自動車の購入費

Q : 私はコンビニエンスストアを営んでいます。今回、事業用に車を1台購入しましたが、この車は、休日に家族が使用することもあります。このような車の場合、家事使用分にかかる消費税は、仕入税額控除の対象とすることはできないのでしょうか？

A : 事業用として購入したものであれば、購入費全体が仕入税額控除の対象となります。

【解説】

個人事業者が、事業と家事の用途に共通して使用する資産を購入した場合、その支払対価の額のうち事業用に係る部分の金額のみが課税仕入に該当することとされており、この場合には、その資産の使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により、課税仕入に算入する金額を計算します。

ただし、その資産が、事業用として購入した自動車や電話加入権のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産については、その購入費全額を仕入税額控除の対象にすることができるとされています。

したがって、ご質問のような車の購入の場合も、事業用として購入したものと認められるのであれば、購入費全額が仕入税額控除の対象となります。

なお、将来、その車を家事用にのみ供することとした場合には、あなたがその車を譲渡したものとみなされ、消費税法上、課税の対象となりますのでご注意ください。

